

平成18年度

市税概要

厚木市

厚 木 市 民 憲 章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1	市の概況	5
(1)	厚木市の位置	5
(2)	市域の変遷	5
2	人口・世帯数の推移	6
3	平成18年度一般会計歳入歳出予算(当初)	7
4	平成18年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)	8
5	平成17年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6	平成17年度一般会計歳入決算額	10
7	平成17年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表	15
9	平成18年度市税歳入予算額の構成(当初)	16
10	平成17年度市税歳入決算額の構成	17
11	市税収入の推移	18
12	市税伸長状況表	18
13	市税の伸長率	19
14	徴税費に関する調べ(年度比較)	20
15	個人市民税・県民税	21
(1)	個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)	21
(2)	個人市民税納税義務者の内訳(当初現年分)	22
(3)	課税標準所得別納税義務者数(当初)	22
(4)	課税標準額所得割等に関する調べ	23
(5)	課税標準額段階別納税義務者数(当初)	24
(6)	課税標準額段階別総所得金額(当初)	25
(7)	事業専従者に関する調べ	26
16	法人市民税	27
(1)	税率別調定額前年度対比表	27
(2)	調定額の推移	28
(3)	月別調定額前年度対比表	28
17	固定資産税・都市計画税	29

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	29
(2) 土地に関する概要調書	30
(3) 宅地に関する調べ	32
(4) 家屋に関する概要調書	34
(5) 償却資産に関する概要調書	36
(6) 土地の年度別構成比	38
(7) 家屋の棟数及び床面積調べ	38
18 軽自動車税	39
(1) 軽自動車税に関する調べ(当初)	39
(2) 軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)	40
19 市たばこ税に関する調べ	41
20 特別土地保有税に関する調べ	42
21 入湯税に関する調べ	43

第 3 章 納 税

22 納税貯蓄組合関係調べ	47
23 市税収入実績調べ	48
24 督促状発送状況調べ	52
25 滞納処分執行状況調べ	53

第 4 章 その他の資料

26 市税証明等発行件数	57
27 行政機構と税務事務分掌	58
28 税務職員係別人員調べ	62
29 税務職員平均年齢調べ	62
30 税務経験年数調べ	63
31 電算事務実施状況	65
32 市税の税率等一覧表(平成18年度)	66
33 市税税率の変遷	67

第 1 章 総括



厚 木 市 章

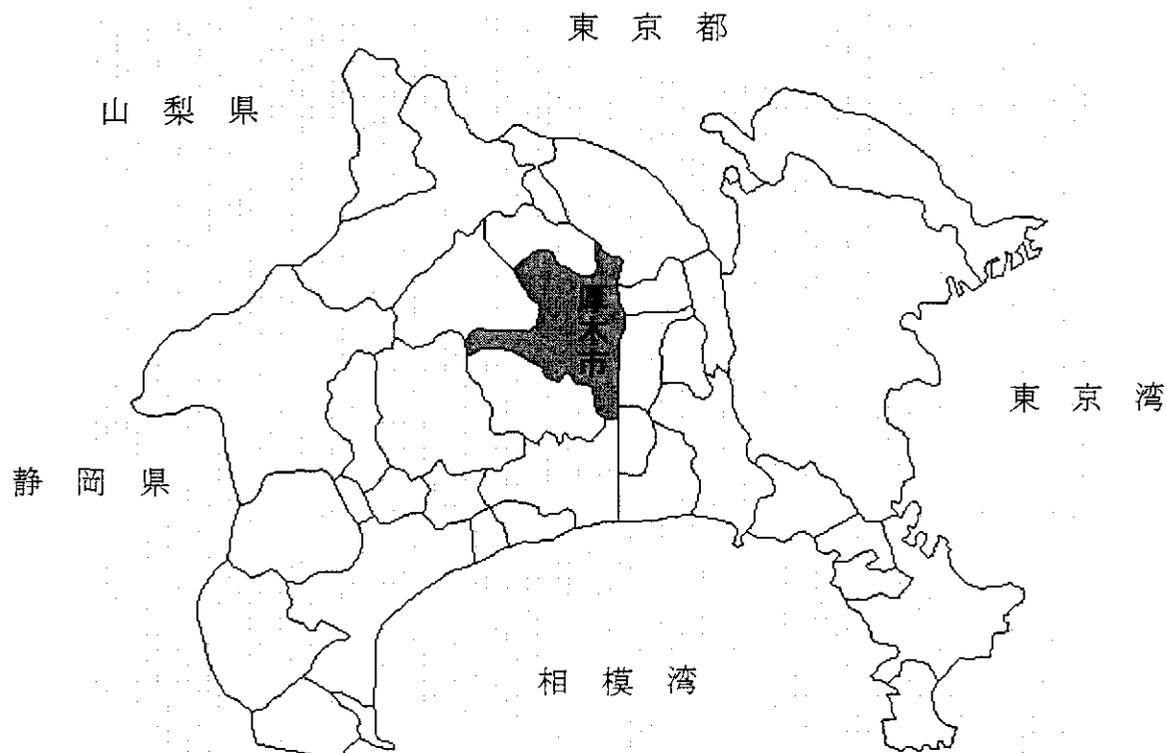
(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

平成18年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 57"	下依知	極北	北緯 35° 31' 30"	上依知
極西	東経 139° 13' 54"	七沢	極南	北緯 35° 23' 30"	戸田

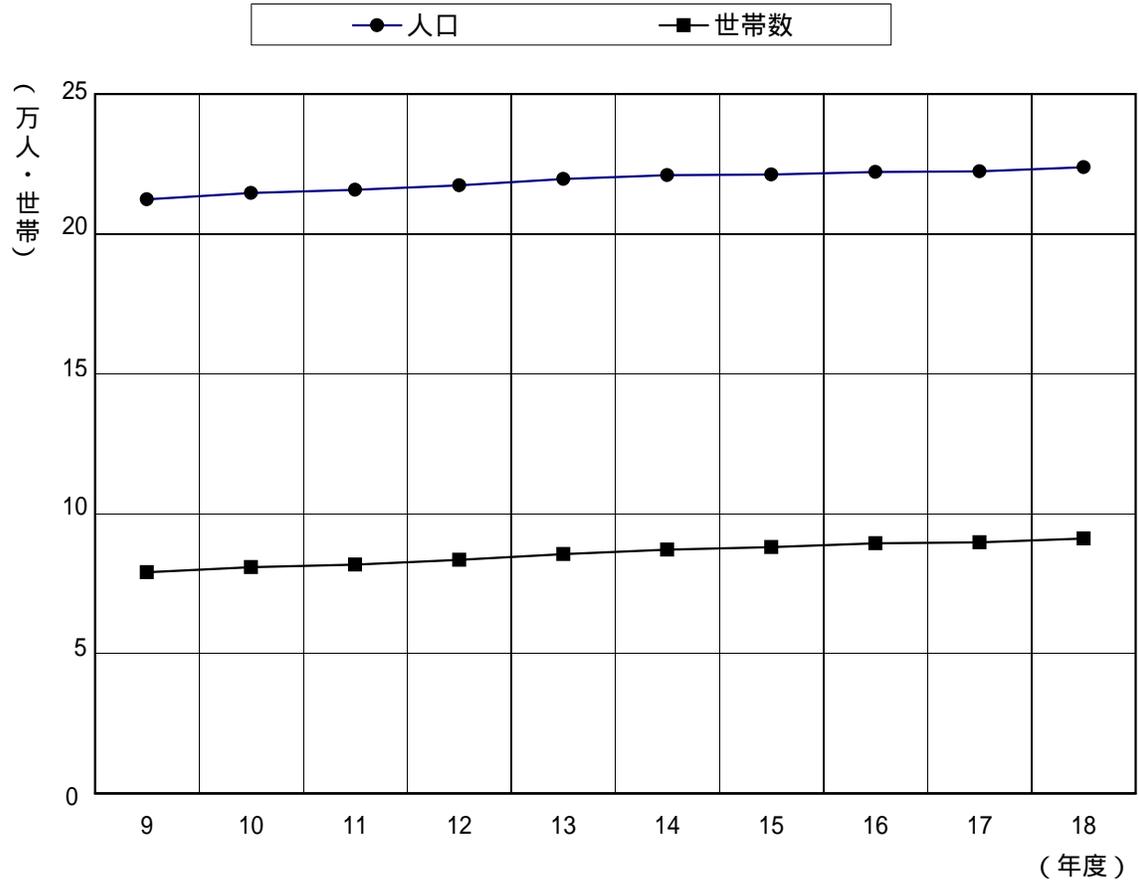
地名	東経	北緯	海拔
市庁舎 (中町3-17-17)	139° 21' 56"	35° 26' 23"	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.68 km	14.80 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

年度	区分	世帯数	人口		
			総数	男	女
9		79,045	212,407	111,314	101,093
10		80,832	214,674	112,428	102,246
11		81,738	215,785	112,587	103,198
12		83,474	217,369	113,394	103,975
13		85,553	219,673	114,641	105,032
14		87,118	221,047	115,323	105,724
15		88,034	221,226	115,160	106,066
16		89,373	222,099	115,591	106,508
17		89,740	222,403	116,150	106,253
18		91,152	223,841	116,984	106,857

3 平成18年度一般会計歳入歳出予算（当初）

歳 入 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 市 税	46,145,907	60.7
10 地 方 譲 与 税	2,232,000	2.9
15 利 子 割 交 付 金	211,000	0.3
18 配 当 割 交 付 金	68,000	0.1
21 株 式 譲 渡 所 得 割 交 付 金	60,000	0.1
24 地 方 消 費 税 金 交 付 金	2,700,000	3.6
27 ゴ ル フ 場 利 用 税 金 交 付 金	160,000	0.2
30 自 動 車 取 得 税 金 交 付 金	780,000	1.0
33 地 方 特 例 交 付 金	1,500,000	2.0
35 地 方 交 付 税	45,000	0.1
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	79,000	0.1
45 分 担 金 及 び 金 担 担 金	604,601	0.8
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,148,564	1.5
55 国 庫 支 出 金	5,484,434	7.2
60 県 支 出 金	2,758,404	3.6
65 財 産 収 入	54,432	0.1
70 寄 附 金	5,881	0.0
75 繰 入 金	1,226,828	1.6
80 繰 越 金	1,300,000	1.7
85 諸 収 入	5,580,749	7.3
90 市 債	3,888,200	5.1
合 計	76,033,000	100.0

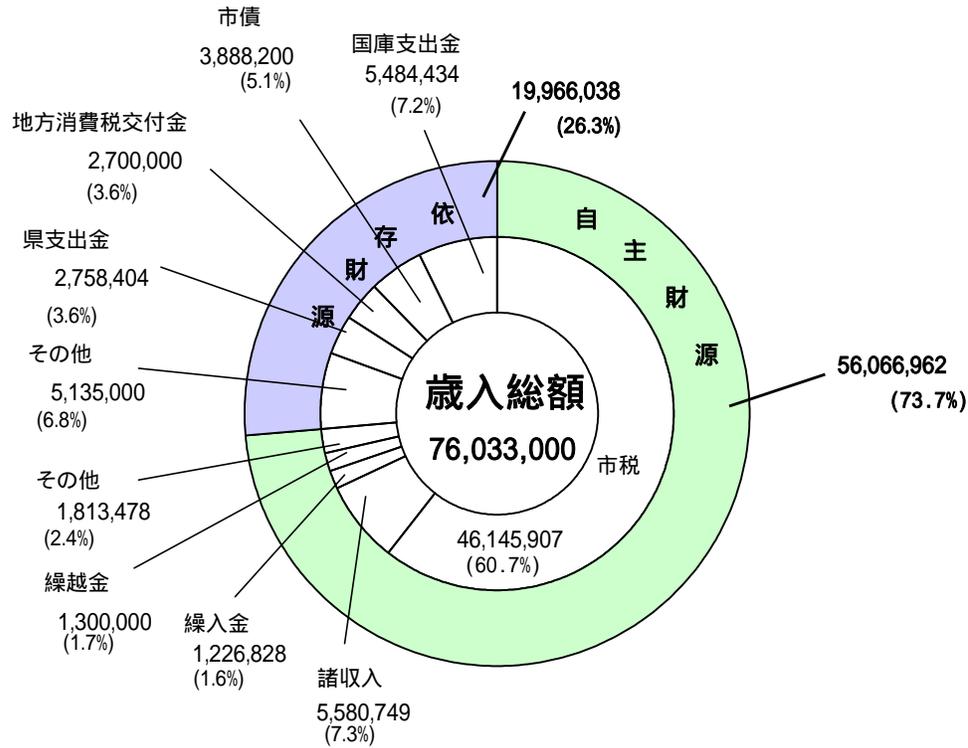
歳 出 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 議 会 費	407,100	0.5
10 総 務 費	8,815,118	11.6
15 民 生 費	19,867,414	26.1
20 衛 生 費	7,904,409	10.4
25 労 働 費	679,447	0.9
30 農 林 水 産 業 費	568,592	0.7
35 商 工 費	2,317,096	3.1
40 土 木 費	13,609,120	17.9
45 消 防 費	3,162,358	4.2
50 教 育 費	9,055,526	11.9
60 公 債 費	6,646,820	8.8
65 諸 支 出 金	2,900,000	3.8
70 予 備 費	100,000	0.1
合 計	76,033,000	100.0

4 平成18年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）

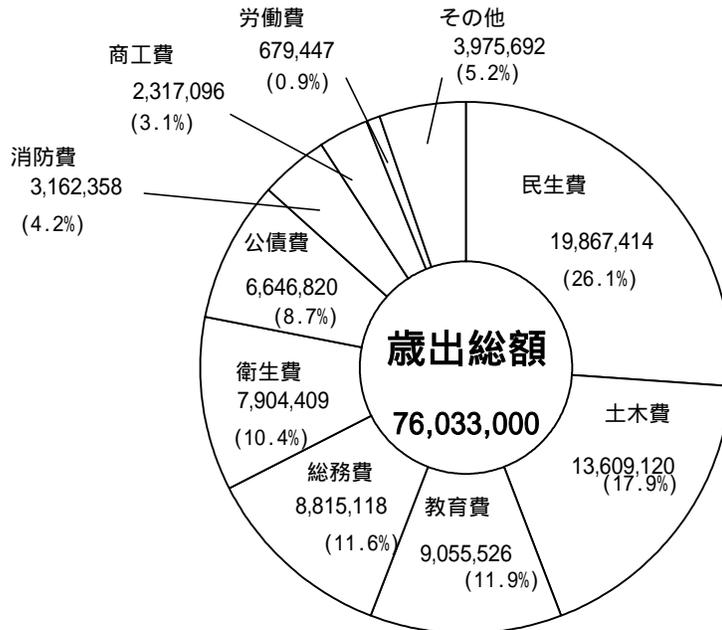
〔歳入総額〕

（単位：千円）



〔目的別歳出〕

（単位：千円）



5 平成17年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	77,194,337,012	78,165,316,493	970,979,481	
特別会計	老人保健医療	10,037,233,000	9,862,145,046	175,087,954
	国民健康保険事業	18,809,480,000	19,038,335,222	228,855,222
	介護保険事業	5,947,710,000	5,842,174,328	105,535,672
	交通災害共済事業	55,126,000	54,500,003	625,997
	自動車駐車場事業	543,700,000	553,585,298	9,885,298
	公共下水道事業	7,211,500,000	7,271,515,267	60,015,267
	小計	42,604,749,000	42,622,255,164	17,506,164
合計	119,799,086,012	120,787,571,657	988,485,645	

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	77,194,337,012	74,117,987,695	3,076,349,317	
特別会計	老人保健医療	10,037,233,000	9,740,339,477	296,893,523
	国民健康保険事業	18,809,480,000	18,531,663,641	277,816,359
	介護保険事業	5,947,710,000	5,707,220,029	240,489,971
	交通災害共済事業	55,126,000	30,369,088	24,756,912
	自動車駐車場事業	543,700,000	531,012,292	12,687,708
	公共下水道事業	7,211,500,000	7,002,797,717	208,702,283
	小計	42,604,749,000	41,543,402,244	1,061,346,756
合計	119,799,086,012	115,661,389,939	4,137,696,073	

6 平成17年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

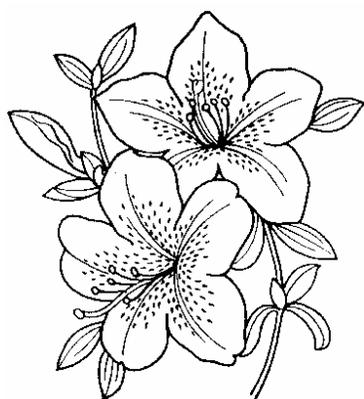
款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)/(A)
5 市 税	46,262,020	46,287,096,000	51,694,636,703	47,202,062,826	60.4	102.0
10 地方譲与税	1,490,000	1,494,400,000	1,439,998,000	1,439,998,000	1.8	96.4
15 利子割交付金	119,000	119,000,000	137,103,000	137,103,000	0.2	115.2
18 配当割交付金	50,000	50,000,000	95,024,000	95,024,000	0.1	190.0
21 株式譲渡所得割 交 付 金	500	500,000	138,843,000	138,843,000	0.2	27,768.6
24 地方消費税 交 付 金	2,550,000	2,550,000,000	2,560,621,000	2,560,621,000	3.3	100.4
27 ゴルフ場利用 税 交 付 金	160,000	160,000,000	164,501,078	164,501,078	0.2	102.8
30 自動車取得税 交 付 金	780,000	780,000,000	753,326,000	753,326,000	1.0	96.6
33 地方特例 交 付 金	1,720,000	1,723,959,000	1,723,959,000	1,723,959,000	2.2	100.0
35 地方交付税	50,000	50,000,000	54,028,000	54,028,000	0.1	108.1
40 交通安全対策 特別交付金	75,000	75,000,000	65,330,000	65,330,000	0.1	87.1
45 分担金及び 負 担 金	555,646	858,668,000	665,013,894	628,784,334	0.8	73.2
50 使用料及び 手 数 料	1,145,802	1,149,202,000	1,234,128,472	1,216,461,922	1.5	105.9
55 国庫支出金	5,857,510	6,237,076,000	6,212,345,278	6,212,345,278	7.9	99.6
60 県 支 出 金	2,218,385	2,387,853,000	2,316,052,140	2,316,052,140	3.0	97.0
65 財 産 収 入	52,323	74,043,000	97,520,228	97,520,228	0.1	131.7
70 寄 附 金	9,211	9,211,000	6,367,052	6,367,052	0.0	69.1
75 繰 入 金	175,259	110,635,000	87,445,516	87,445,516	0.1	79.0
80 繰 越 金	1,300,000	4,050,666,000	4,050,666,948	4,050,666,948	5.2	100.0
85 諸 収 入	5,819,144	5,855,528,000	6,179,870,225	6,061,277,171	7.8	103.5
90 市 債	3,347,200	3,171,500,000	3,153,600,000	3,153,600,000	4.0	99.4
合 計	73,737,000	77,194,337,000	82,830,379,534	78,165,316,493	100.0	101.3

7 平成17年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	405,994	399,785,000	392,446,607	7,338,393	0.5	98.2
10 総 務 費	8,769,750	10,172,804,000	9,765,301,895	377,502,105	13.2	96.0
15 民 生 費	17,695,563	18,007,678,000	17,525,592,095	477,585,905	23.6	97.3
20 衛 生 費	8,128,609	8,008,137,200	7,749,762,941	258,374,259	10.5	96.8
25 労 働 費	674,157	671,157,000	647,666,522	23,490,478	0.9	96.5
30 農林水産業費	548,527	533,495,000	497,012,721	29,678,279	0.7	93.2
35 商 工 費	2,268,316	2,250,516,000	2,230,217,813	20,298,187	3.0	99.1
40 土 木 費	14,176,332	16,403,280,682	14,977,922,480	431,016,293	20.2	91.3
45 消 防 費	3,062,946	2,971,756,000	2,871,121,128	100,634,872	3.9	96.6
50 教 育 費	8,356,993	8,172,781,130	7,976,651,338	187,826,819	10.8	97.6
60 公 債 費	6,549,813	6,510,099,000	6,484,292,155	25,806,845	8.7	99.6
65 諸 支 出 金	3,000,000	3,000,000,000	3,000,000,000	0	4.0	100.0
70 予 備 費	100,000	92,848,000	0	92,848,000	-	-
合 計	73,737,000	77,194,337,012	74,117,987,695	2,032,400,435	100.0	96.0

第 2 章 賦 課



市の花 さつき
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき (シャクナゲ科)

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6 ~ 7 月に色とりどりの花が開花します。

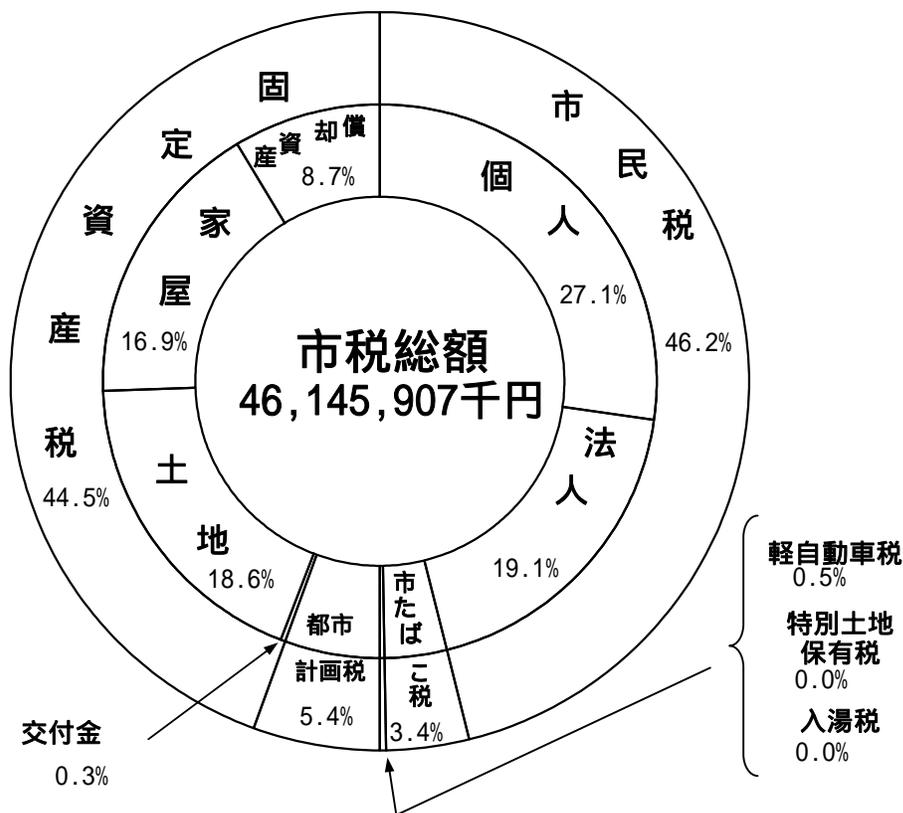
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

税 目		年 度		対前年度比
		18	17	
市 民 税		21,314,213	20,323,896	104.9
個 人	現年課税分	12,300,000	11,700,000	105.1
	滞納繰越分	198,924	199,896	99.5
法 人	現年課税分	8,800,000	8,417,000	104.6
	滞納繰越分	15,289	7,000	218.4
固 定 資 産 税		20,527,104	21,253,743	96.6
土地家屋 償却資産	現年課税分	20,156,000	20,872,000	96.6
	滞納繰越分	257,604	268,143	96.1
国有資産等所在市町村交付金 及び納付金		113,500	113,600	99.9
軽 自 動 車 税		211,526	201,708	104.9
	現年課税分	207,905	197,938	105.0
	滞納繰越分	3,621	3,770	96.0
市 た ば こ 税		1,590,753	1,870,533	85.0
	現年課税分	1,590,752	1,870,532	85.0
	滞納繰越分	1	1	100.0
特 別 土 地 保 有 税		240	1,880	12.8
	現年課税分	0		
	滞納繰越分	240	1,880	12.8
入 湯 税		6,751	7,951	84.9
	現年課税分	6,750	7,950	84.9
	滞納繰越分	1	1	100.0
都 市 計 画 税		2,495,320	2,602,309	95.9
土地家屋	現年課税分	2,461,000	2,563,000	96.0
	滞納繰越分	34,320	39,309	87.3
現 年 課 税 分 計		45,635,907	45,742,020	99.8
滞 納 繰 越 分 計		510,000	520,000	98.1
市 税 総 計		46,145,907	46,262,020	99.7

9 平成18年度市税歳入予算額の構成（当初）

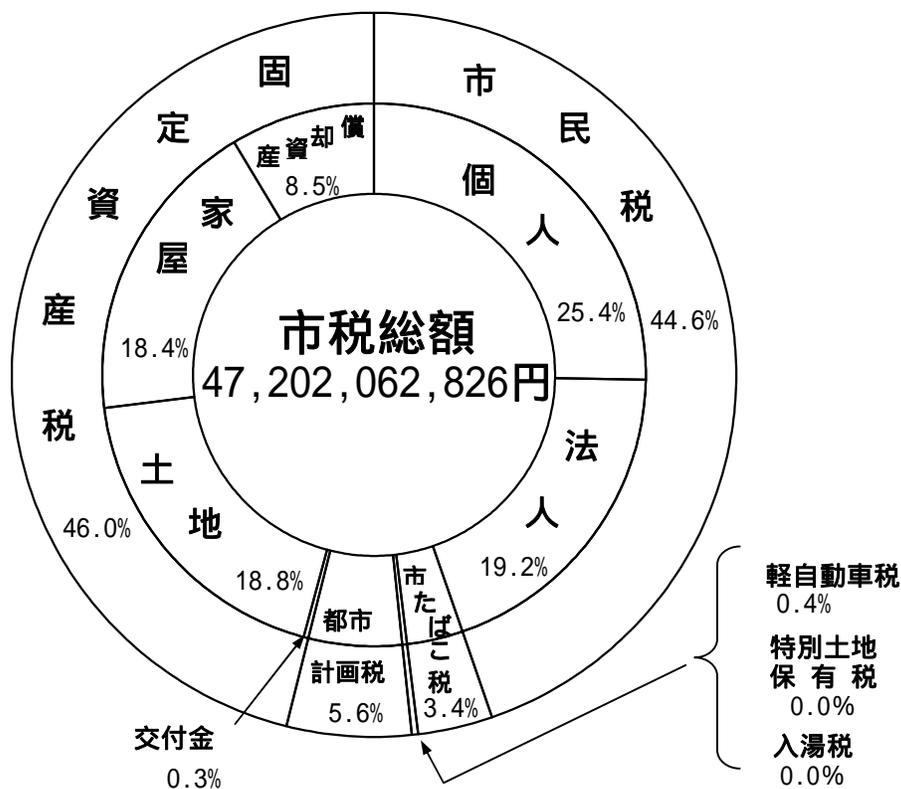


(単位：千円・%)

税目	区分	予 算 額				
		平成18年度	平成17年度	比較増減	対前年度比	
1	普通税	43,643,836	43,651,760	7,924	100.0	
	市 民 税	個人	21,314,213	20,323,896	990,317	104.9
		法人	12,498,924	11,899,896	599,028	105.0
	固 定 資 産 税	固定資産税	8,815,289	8,424,000	391,289	104.6
		固定資産税	20,527,104	21,253,743	726,639	96.6
		交付金	20,413,604	21,140,143	726,539	96.6
	軽自動車税	113,500	113,600	100	99.9	
	市たばこ税	211,526	201,708	9,818	104.9	
	特別土地保有税	1,590,753	1,870,533	279,780	85.0	
	特別土地保有税	240	1,880	1,640	12.8	
2	目的税	2,502,071	2,610,260	108,189	95.9	
	入湯税	6,751	7,951	1,200	84.9	
	都市計画税	2,495,320	2,602,309	106,989	95.9	
合 計	46,145,907	46,262,020	116,113	99.7		

国有資産等所在市町村交付金及び納付金

10 平成17年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決算額				
		平成17年度	平成16年度	比較増減	対前年度比	
1	普通税	44,529,502,680	43,220,931,518	1,308,571,162	103.0	
	市民税	個人	12,014,819,920	11,641,339,794	373,480,126	103.2
		法人	9,043,503,589	8,205,639,954	837,863,635	110.2
	固定資産税	固定資産税	21,681,868,228	21,506,855,505	175,012,723	100.8
		固定資産税	21,568,556,828	21,377,174,305	191,382,523	100.9
		交付金	113,311,400	129,681,200	16,369,800	87.4
	軽自動車税	203,053,984	194,241,540	8,812,444	104.5	
	市たばこ税	1,586,016,959	1,668,734,525	82,717,566	95.0	
	特別土地保有税	240,000	4,120,200	3,880,200	5.8	
	2	目的税	2,672,560,146	2,673,489,649	929,503	100.0
入湯税		7,427,250	7,496,400	69,150	99.1	
都市計画税		2,665,132,896	2,665,993,249	860,353	100.0	
合計	47,202,062,826	45,894,421,167	1,307,641,659	102.8		

国有資産等所在市町村交付金及び納付金

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

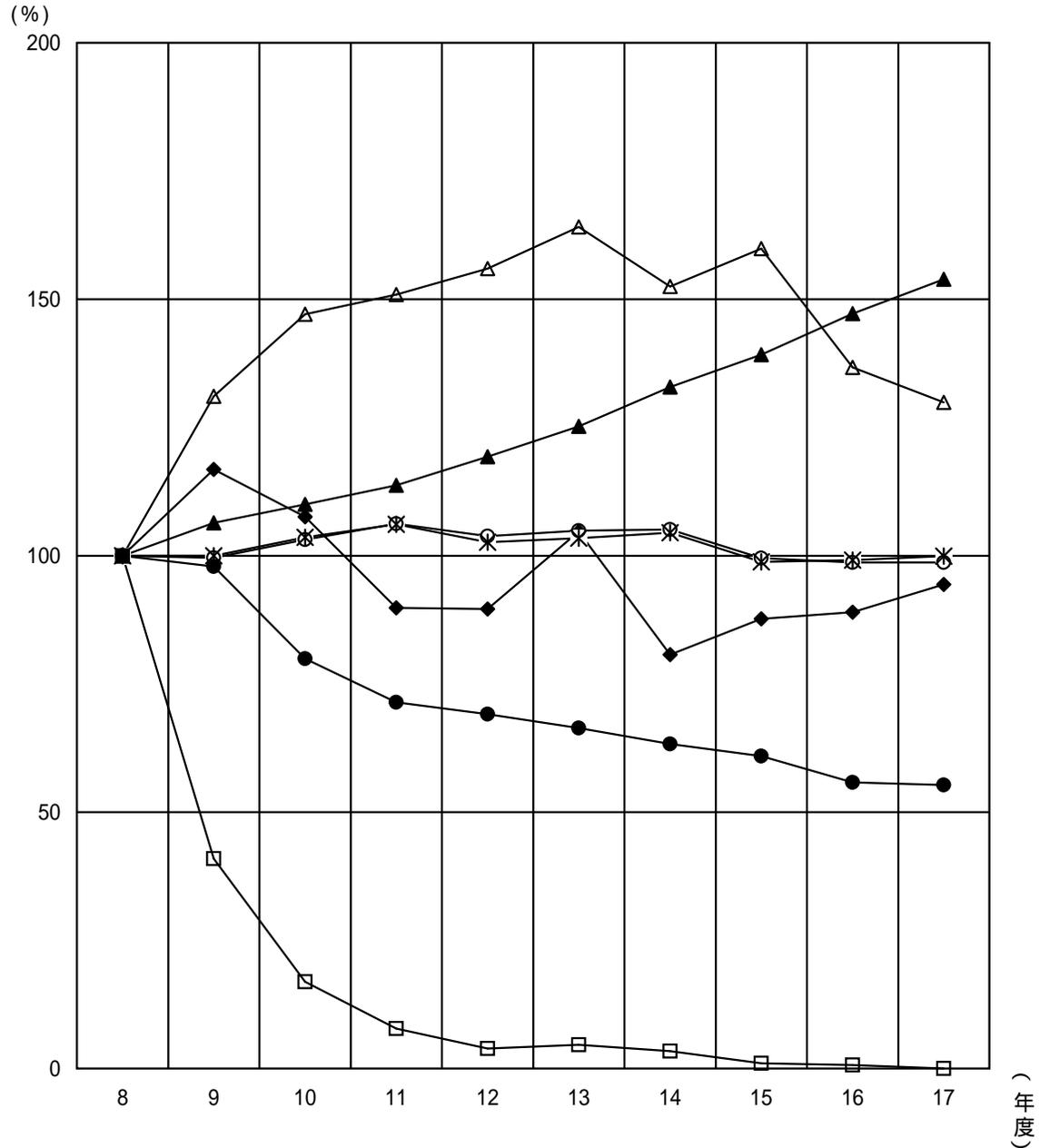
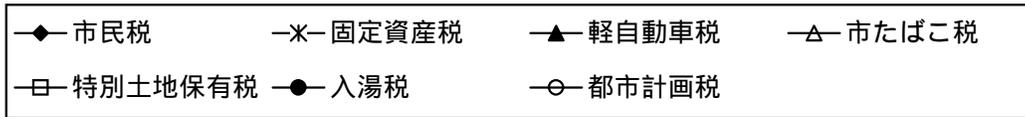
区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
13	49,999,928	56,309,299	50,827,017	453,169	5,029,112
14	45,143,310	51,064,749	45,579,459	634,588	4,850,702
15	45,311,867	51,123,212	45,845,248	553,706	4,724,257
16	45,717,950	50,820,893	45,894,421	463,929	4,462,543
17	46,287,096	51,694,636	47,202,062	318,077	4,174,495

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴 収 率 (対 調 定 額)	人口の伸び率 (1 月 1 日 現 在)
13	107.2	107.8	90.3	101.0
14	90.3	89.7	89.3	100.9
15	100.4	100.6	89.7	100.3
16	100.9	100.1	90.3	100.4
17	101.2	102.8	91.3	100.6

1 3 市税の伸長率



平成8年度の決算額を100としたときの平成17年度の数値

市 民 税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地保有税	入 湯 税	都市計画税
94.4	99.9	153.9	129.9	0.0	55.3	98.7

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度	
		17	16
税収入額	(1) 市 税	47,202,063	45,894,421
	(2) 個人 の 県 民 税	4,677,275	4,533,927
	(3) 合 計	51,879,338	50,428,348
徴 人件費	(4) 基 本 給	268,341	261,642
	(5) 諸 手 当	222,256	211,057
	ア 超 過 勤 務 手 当	39,268	33,970
	イ 税 務 特 別 手 当	213	295
	ウ そ の 他 の 手 当	182,775	176,792
	(6) そ の 他	55,515	53,738
	(7) 小 計	546,112	526,437
税 需用費	(8) 旅 費	1,746	2,142
	(9) 賃 金	6,145	5,969
	(10) そ の 他	20,512	22,088
	(11) 小 計	28,403	30,199
費 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	-	-
	(13) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	600	650
	(14) 納 税 奨 励 金	-	-
	(15) そ の 他	-	-
	(16) 小 計	600	650
(17) そ の 他	119,090	162,410	
(18) 合 計	694,205	719,696	
県税徴収 取 扱 費	(19) 納税通知書の数に基づいた金額	6,844	6,688
	(20) 徴 収 額 を 基 準 に し た 金 額	326,585	320,535
	(21) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額	-	-
	(22) 合 計	333,429	327,223
(23) 市 税 徴 収 取 扱 費	(18) - (22)	360,776	392,473
税収入額に 対する徴税費の 割合	(24) (18) / (3)	1.3%	1.4%
	(25) (23) / (1)	0.8%	0.9%
徴税職員数 4月1日現在	吏 員	67人	63人
	そ の 他 の 職 員	5人	8人
	計	72人	71人

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)

(単位：人・千円・%)

区 分		年 度						
		14	15	16	17	18		
納税義務者数	普通徴収	38,815	39,625	40,232	41,668	46,660		
	特別徴収	60,811	59,871	59,158	59,754	60,550		
	計	99,626	99,496	99,390	101,422	107,210		
税 額	市 民 税	普通徴収	均等割	79,696	82,565	97,358	108,115	134,287
		所得割	4,032,938	3,872,300	3,679,657	3,370,270	4,298,124	
		特別徴収	均等割	133,375	130,235	151,223	164,184	175,797
		所得割	8,304,153	7,882,617	7,559,517	7,859,926	8,405,131	
		小 計	12,550,162	11,967,717	11,487,755	11,502,495	13,013,339	
	県 民 税	普通徴収	均等割	31,878	33,026	32,471	36,041	44,684
		所得割	1,566,512	1,526,854	1,443,703	1,351,596	1,752,026	
		特別徴収	均等割	53,350	52,100	51,742	54,730	58,596
		所得割	3,196,619	3,051,069	2,947,953	3,047,654	3,271,799	
		小 計	4,848,359	4,663,049	4,475,869	4,490,021	5,127,105	
	市・県民税	普通徴収	均等割	111,574	115,591	129,829	144,156	178,971
		所得割	5,599,450	5,399,154	5,123,360	4,721,866	6,050,150	
特別徴収		均等割	186,725	182,335	202,965	218,914	234,393	
所得割		11,500,772	10,933,686	10,507,470	10,907,580	11,676,930		
合 計		17,398,521	16,630,766	15,963,624	15,992,516	18,140,444		
伸 び 率		99.0	95.6	96.0	100.2	113.4		
特定あん分率 (県)		27.88	28.06	28.07	28.11	28.27		

(2) 個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)

(単位 : 人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合 計
14	3,896	13,340	81,775	99,011
15	4,220	12,825	81,336	98,381
16	4,667	12,777	80,709	98,153
17	3,556	0	95,997	99,553
18	3,076	0	103,117	106,193

(3) 課税標準所得別納税義務者数 (当初)

(単位 : 人)

区分 年度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所得者	合 計
14	82,678	3,965	38	8,434	95,115
15	81,467	3,905	41	8,748	94,161
16	80,686	3,776	31	8,993	93,486
17	81,780	3,664	33	10,520	95,997
18	84,482	3,927	45	14,663	103,117

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ

(単位：人・千円)

年度		14	15	16	17	18
区 分						
納 税 義 務 者 数		95,115	94,161	93,486	95,997	103,117
総 所 得 金 額	総 所 得 金 額	370,288,608	357,821,597	351,309,533	355,026,627	370,245,200
	山 林 所 得 金 額	5,077	0	430	0	0
	分 離 讓 渡 金 額 等	7,853,490	7,615,615	6,859,925	7,234,615	9,240,463
	計	378,147,175	365,437,212	358,169,888	362,261,242	379,485,663
所 得 控 除 額	雑 損	18,357	23,351	12,453	25,909	27,103
	医 療 費	1,520,253	1,588,918	1,679,100	1,820,413	2,078,136
	社 会 保 険 料	46,503,818	45,926,179	47,319,306	46,467,400	49,129,134
	小 規 模 共 済	618,317	600,016	601,336	586,314	616,044
	生 命 保 険 料	3,098,805	3,009,889	2,921,362	2,927,234	3,034,909
	損 害 保 険 料	168,238	160,666	154,140	157,099	165,665
	寄 附 金	1,201	551	2,056	1,550	2,530
	障 害 者	688,820	671,060	664,840	724,040	892,520
	老 年 者	2,670,240	2,783,040	2,820,000	3,513,120	-
	寡 婦	253,660	264,160	260,800	267,860	354,180
	寡 夫	37,180	40,820	40,560	41,340	52,000
	勤 労 学 生	3,380	2,080	2,340	1,820	3,380
	配 偶 者	10,075,110	9,943,580	9,664,010	10,124,790	10,823,760
	配 偶 者 特 別	8,181,850	8,188,210	8,028,170	377,250	442,470
	扶 養	18,475,670	17,946,440	17,531,280	17,609,970	17,651,420
	同 居 特 障 加 算 分	177,330	168,130	166,520	178,480	215,970
基 礎	31,387,950	31,073,130	30,850,380	31,679,010	34,028,610	
計	123,880,179	122,390,220	122,718,653	116,503,599	119,517,831	
課 税 標 準 額	総 所 得 金 額	246,528,224	235,529,460	228,692,658	238,808,001	250,847,637
	山 林 所 得 金 額	4,854	0	430	0	0
	分 離 讓 渡 金 額 等	7,733,918	7,517,532	6,758,147	6,949,642	9,120,195
	計	254,266,996	243,046,992	235,451,235	245,757,643	259,967,832
算 出 税 額		13,526,063	12,777,108	12,275,142	12,804,525	13,420,498
税 額 控 除 額 等		7,315	5,431	6,455	7,894	8,196
定 率 控 除 額		1,251,667	1,194,415	1,163,321	1,227,116	640,589
配 当 割 額 ・ 株 式 等 讓 渡 所 得 割 額 控 除 額		-	-	-	5,170	8,369
所 得 割 額		12,267,081	11,577,262	11,105,366	11,564,345	12,750,341

(5) 課税標準額段階別納税義務者数 (当初)

(単位 : 人)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 者 所 得 者	譲渡所得につ いて分離課税 し た 者	計
10万円以下	2,509	191	6	508	233	3,447
10万円超え 100万円以下	18,536	1,368	17	6,197	236	26,354
100万円超え 200万円以下	23,492	921	9	4,001	226	28,649
200万円超え 300万円以下	16,167	582	6	1,321	168	18,244
300万円超え 400万円以下	8,799	313	2	509	127	9,750
400万円超え 550万円以下	7,879	224	1	392	164	8,660
550万円超え 700万円以下	3,411	101	1	229	108	3,850
700万円超え 1000万円以下	2,005	80	0	258	88	2,431
1,000万円超え	1,097	116	1	391	127	1,732
合 計	83,895	3,896	43	13,806	1,477	103,117
200万円以下	44,537	2,480	32	10,706	695	58,450
200万円超え 700万円以下	36,256	1,220	10	2,451	567	40,504
700万円超え	3,102	196	1	649	215	4,163

(6) 課税標準額段階別総所得金額 (当初)

(単位 : 千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲渡所得につ いて分離課税 し た 者	計
10万円以下	1,335,776	165,231	4,991	375,001	2,667,357	4,548,356
10万円超え 100万円以下	24,989,937	2,115,264	27,713	8,811,961	1,362,092	37,306,967
100万円超え 200万円以下	58,058,896	2,482,439	26,404	9,278,213	1,589,576	71,435,528
200万円超え 300万円以下	59,880,224	2,174,846	24,224	4,587,760	1,496,114	68,163,168
300万円超え 400万円以下	43,963,331	1,475,366	9,230	2,331,628	1,022,606	48,802,161
400万円超え 550万円以下	51,441,117	1,361,697	5,026	2,307,223	1,796,931	56,911,994
550万円超え 700万円以下	27,477,526	781,836	7,466	1,703,685	1,380,429	31,350,942
700万円超え 1000万円以下	20,594,145	792,411	0	2,481,255	1,316,718	25,184,529
1,000万円超え	20,324,267	3,011,934	11,716	7,619,786	4,814,315	35,782,018
合 計	308,065,219	14,361,024	116,770	39,496,512	17,446,138	379,485,663
200万円以下	84,384,609	4,762,934	59,108	18,465,175	5,619,025	113,290,851
200万円超え 700万円以下	182,762,198	5,793,745	45,946	10,930,296	5,696,080	205,228,265
700万円超え	40,918,412	3,804,345	11,716	10,101,041	6,131,033	60,966,547

(7) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

区分 年度	青色申告				事業専従者を有する白色申告者					
	青色申告 納税 義務者数	事業専従者を有する者			専従者 給与額	納税 義務者数	納税 義務者数	白色事業 専従者数		専従者 給与額
		配偶者	配偶者 以外					配偶者	配偶者 以外	
			専従者 数	専従者 数						
9	6,525	1,871	460	5,032,790	2,045	128	110	23	103,429	
10	6,420	1,788	462	4,971,935	1,969	138	124	23	114,122	
11	6,427	1,672	411	4,655,881	1,843	110	92	24	85,126	
12	6,362	1,580	392	4,246,056	1,752	106	91	17	83,728	
13	6,272	1,493	393	4,159,231	1,666	92	79	17	72,578	
14	6,465	1,439	376	4,135,496	1,626	106	86	24	82,305	
15	6,495	1,377	377	3,838,643	1,564	120	102	22	94,239	
16	6,411	1,306	383	3,608,286	1,496	110	91	23	87,018	
17	6,333	1,287	346	3,395,343	1,466	103	88	16	78,453	
18	6,838	1,388	387	3,673,170	1,582	112	95	21	85,490	

16 法人市民税

(1) 税率別調定額前年度対比表

区 分		年 度	17	16	対前年度比	構 成 比
		%	千円	千円	%	%
法 人 税 割	確 定 予 定	14.7	6,173,360	5,491,539	112.4	68.1
		13.5	658,795	623,781	105.6	7.3
		12.3	980,361	972,013	100.9	10.8
	修 正 更 正	14.7	208,932	44,790	466.5	2.3
		13.5	5,440	3,182	171.0	0.1
		12.3	23,367	41,891	55.8	0.3
小 計			8,050,255	7,177,196	112.2	88.9
均 等 割			1,006,705	1,016,501	99.0	11.1
合 計			9,056,960	8,193,697	110.5	100.0
納 税 義 務 者 数	地 方 税 法 第 三 百 十 二 条 第 一 項	第1号法人	67	73	91.8	0.9
		第2号法人	38	41	92.7	0.5
		第3号法人	629	617	101.9	8.7
		第4号法人	72	72	100.0	1.0
		第5号法人	458	439	104.3	6.4
		第6号法人	118	112	105.4	1.6
		第7号法人	1,249	1,234	101.2	17.3
		第8号法人	47	48	97.9	0.7
		第9号法人	4,544	4,553	99.8	62.9
		法人でない 社 団 等	0	0	-	-
	計			7,222	7,189	100.5

16 法人市民税

(1) 税率別調定額前年度対比表

区 分		年 度	17	16	対前年度比	構 成 比
		%	千円	千円	%	%
法 人 税 割	確 定 予 定	14.7	6,173,360	5,491,539	112.4	68.1
		13.5	658,795	623,781	105.6	7.3
		12.3	980,361	972,013	100.9	10.8
	修 正 更 正	14.7	208,932	44,790	466.5	2.3
		13.5	5,440	3,182	171.0	0.1
		12.3	23,367	41,891	55.8	0.3
小 計			8,050,255	7,177,196	112.2	88.9
均 等 割			1,006,705	1,016,501	99.0	11.1
合 計			9,056,960	8,193,697	110.5	100.0
納 税 義 務 者 数	地 方 税 法 第 三 百 十 二 条 第 一 項	第1号法人	67	73	91.8	0.9
		第2号法人	38	41	92.7	0.5
		第3号法人	629	617	101.9	8.7
		第4号法人	72	72	100.0	1.0
		第5号法人	458	439	104.3	6.4
		第6号法人	118	112	105.4	1.6
		第7号法人	1,249	1,234	101.2	17.3
		第8号法人	47	48	97.9	0.7
		第9号法人	4,544	4,553	99.8	62.9
		法人でない 社 団 等	0	0	-	-
	計			7,222	7,189	100.5

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)

(単位:千円)

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土地 ・ 家屋	14	1,364,079,925	1,481,942,279
	15	1,280,526,028	1,369,992,757
	16	1,283,167,539	1,336,988,618
	17	1,277,980,877	1,335,105,477
	18	1,210,838,238	1,266,522,069
償 却 資 産	14	299,045,884	-
	15	285,552,534	-
	16	280,682,243	-
	17	283,963,251	-
	18	289,992,876	-
計	14	1,663,125,809	1,481,942,279
	15	1,566,078,562	1,369,992,757
	16	1,563,849,782	1,336,988,618
	17	1,561,944,128	1,335,105,477
	18	1,500,831,114	1,266,522,069

(2) 土地に関する概要調書

地目	区分	地 積				決 定	
		非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) - (ニ) (ロ) - (ハ)	総 額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)
田	一般田	33,066	5,269,870	335,987	4,933,883	526,464	33,464
	介在田等	3,998	54,480		54,480	3,997,252	
畑	一般畑	25,935	7,740,839	743,504	6,997,335	488,390	45,917
	介在畑等	130,649	1,134,005	37	1,133,968	72,405,575	2,047
宅地	小規模住宅用地		9,737,754	3,371	9,734,383	739,184,079	198,934
	一般住宅用地		3,502,893	955	3,501,938	206,498,498	41,785
	商業地等 (非住宅用地)		7,437,840	23	7,437,817	459,015,506	1,461
	計	2,407,802	20,678,487	4,349	20,674,138	1,404,698,083	242,180
塩田							
鉱泉地		20		20	599		
池沼							
山林	一般山林	10,634,602	14,878,294	1,398,635	13,479,659	438,209	45,340
	介在山林		26,293	15	26,278	459,279	177
牧場			25,658		25,658	11,931	
原野		126	334,602	18,050	316,552	5,463	395
雑種地	ゴルフ場の用地	30,259	3,659,884		3,659,884	17,109,736	
	遊園地等の用地	656,516					
	鉄軌道用地		58,018		58,018	2,582,349	
	その他の雑種地	1,106,933	4,969,111	116,118	4,852,993	207,784,906	85,217
計	1,793,708	8,687,013	116,118	8,570,895	227,476,991	85,217	
その他	19,970,553						
合計	35,000,439	58,829,561	2,616,695	56,212,866	1,710,508,236	454,737	

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ) - (ヘ) (千円) (ト)	(ト)に係る課 税標準額(千 円)(チ)	非課税地 筆 数 (筆)(リ)	評 価 総 筆 数 (筆)(ヌ)	法定免税 点未満の もの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル) (筆) (ヲ)	平均 価 格 (ホ)/(ロ) (円/m ²)(ワ)	最高価格 (円/m ²) (力)
493,000	493,000	58	8,376	597	7,779	100	113
3,997,252	1,016,327	5	118		118	73,371	140,921
442,473	442,473	65	14,436	1,634	12,802	63	81
72,403,528	18,504,470	185	3,234	4	3,230	63,849	142,000
738,985,145	98,050,008		59,833	303	59,530	75,909	388,800
206,456,713	53,464,592		24,813	124	24,689	58,951	388,800
459,014,045	305,009,969		10,778	11	10,767	61,714	722,908
1,404,455,903	456,524,569	2,329	95,424	438	94,986	67,930	722,908
599	599		6		6	29,950	41,358
392,869	392,869	1,237	10,020	1,800	8,220	29	44
459,102	262,991		94	2	92	17,468	32,006
11,931	11,931		32		32	465	465
5,068	5,068	3	162	25	137	16	25
17,109,736	11,976,815	149	2,599		2,599	4,675	18,800
		552					
2,582,349	1,766,243		65		65	44,509	125,381
207,699,689	132,782,317	1,828	15,094	1,000	14,094	41,815	496,680
227,391,774	146,525,375	2,529	17,758	1,000	16,758	26,186	496,680
		71,999					
1,710,053,499	624,179,672	78,410	149,660	5,500	144,160	29,076	

(3) 宅地に関する調べ

地区別		区分	地積		決定価格	
			(㎡)	(イ)	(千円)	(ロ)
商業地区		繁華街				
		高度商業地区				
		高度商業地区		122,442		39,853,683
		普通商業地区		449,814		57,715,008
		計		572,256		97,568,691
住宅地区		併用住宅地区		1,531,660		135,695,546
		高級住宅地区				
		普通住宅地区		10,778,372		842,326,288
		計		12,310,032		978,021,834
工業地区		大工場地区		2,781,909		118,512,873
		中小工場地区		1,992,706		115,703,620
		家内工業地区				
		計		4,774,615		234,216,493
村落地区		集団地区		1,716,556		58,580,158
		村落地区		1,259,062		35,857,817
		計		2,975,618		94,437,975
		観光地区				
		農業用施設の用に供する宅地		41,485		210,242
		生産緑地地区内の宅地		132		668
		合計		20,674,138		1,404,455,903

課税標準額 (千円) (八)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
		平均価格 (口) (イ) (円/m ²)	最高価格 (円/m ²)
25,992,763	468	325,490	722,908
26,159,107	1,716	128,309	375,387
52,151,870	2,184	170,498	722,908
53,019,859	6,300	88,594	183,732
166,020,091	67,021	78,150	162,500
219,039,950	73,321	79,449	183,732
82,695,947	734	42,601	76,260
76,797,214	3,144	58,064	109,600
159,493,161	3,878	49,055	109,600
14,952,227	9,339	34,127	47,520
10,739,724	6,133	28,480	50,000
25,691,951	15,472	31,737	50,000
147,169	129	5,068	5,113
468	2	5,061	5,072
456,524,569	94,986	67,933	722,908

(4) 家屋に関する概要調書

区 分		所 有 者 数 (人)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)
木 造	総 数		49,465	4,948,907
	法定免税点 未満のもの		1,815	58,037
	法定免税点 以上のもの		47,650	4,890,870
木 造 以 外	総 数		16,232	8,348,540
	法定免税点 未満のもの		186	3,531
	法定免税点 以上のもの		16,046	8,345,009
合 計	総 数	58,468	65,697	13,297,447
	法定免税点 未満のもの	1,585	2,001	61,568
	法定免税点 以上のもの	56,883	63,696	13,235,879

決 定 価 格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
137,576,952	27,799
95,866	1,652
137,481,086	28,110
452,308,128	54,178
15,677	4,440
452,292,451	54,199
589,885,080	44,361
111,543	1,812
589,773,537	44,559

参考

実際免税点の額	200,000円
---------	----------

(5) 償却資産に関する概要調書

総括表

種 類		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	59,625,013	59,451,156
	機 械 及 び 装 置	116,472,807	113,986,638
	船 舶	31,678	31,678
	航 空 機		
	車 輛 及 び 運 搬 具	963,012	963,012
	工 具、器 具 及 び 備 品	81,084,123	80,961,655
	調 整 額		
小 計 (ハ)	258,176,633	255,394,139	
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	37,535,856	34,596,711
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,026	2,026
	小 計 (ニ)	37,537,882	34,598,737
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)			
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		295,714,515	289,992,876
同上内訳	市 町 村 分 の 額		289,992,876
	道 府 県 分 の 額		

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を

区 分	法 第 349 条 の 3							法
	第1項	第3項	第9項	第21項	第22項	第30項	第36項	第4項
決定価格 (千円)	949	2,675,612	8,874	914,690	227,188	46	24,472	246,545
課税標準額 (千円)	316	1,209,536	4,437	312,027	113,593	23	8,157	41,452

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅地	山林	その他	評価総地積 (千㎡)
9	10.1	16.5	32.5	25.4	15.5	53,630
10	10.0	16.2	32.9	25.2	15.7	59,487
11	9.9	16.0	33.2	25.1	15.8	59,427
12	9.8	16.0	33.5	25.2	15.5	59,293
13	9.5	16.0	33.8	25.2	15.4	59,016
14	9.4	15.9	34	25.3	15.4	58,938
15	9.3	15.7	34.2	25.4	15.3	58,807
16	9.3	15.5	34.5	25.5	15.3	58,909
17	9.3	15.4	34.8	25.3	15.3	58,821
18	9.1	15.1	35.1	25.3	15.4	58,830

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総棟数 (棟)			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
9	46,112	46,112	22,754	11,299,491	4,222,150	7,077,341
10	46,383	46,383	23,917	11,834,430	4,359,634	7,474,796
11	61,829	46,604	15,225	12,064,358	4,442,461	7,621,897
12	62,381	46,904	15,477	12,324,464	4,510,378	7,814,086
13	63,129	47,183	15,946	12,530,291	4,576,868	7,953,423
14	63,666	47,562	16,104	12,773,046	4,645,966	8,127,080
15	64,155	47,883	16,272	12,960,435	4,721,706	8,238,729
16	64,743	48,271	16,472	13,027,632	4,788,903	8,238,729
17	65,498	48,899	16,599	13,420,594	4,951,993	8,468,601
18	65,697	49,465	16,232	13,297,447	4,948,907	8,348,540

区分所有されている共同住宅などについては、居宅数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税に関する調べ(当初)

平成18年4月1日現在(単位:台・円)

区分 車種		賦課期日現在台数			非課税 台数	減免 台数	差引課税 台数	税率	調定額	
		一般	官公署	計						
原動機付自転車	50cc以下	16,881	16	16,897	16	1	16,880	1,000	16,880,000	
	50cc超 90cc以下	1,059	31	1,090	31	2	1,057	1,200	1,268,400	
	90cc超 125cc以下	1,728	10	1,738	10	0	1,728	1,600	2,764,800	
	ミニカー	88	0	88	0	0	88	2,500	220,000	
	小計	19,756	57	19,813	57	3	19,753		21,133,200	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)	4,025	19	4,044	19	1	4,024	2,400	9,657,600	
	三輪車	6	0	6	0	0	6	3,100	18,600	
	四輪車	乗用 営業用 自家用	0	0	0	0	0	0	5,500	0
		乗用 自家用	18,993	6	18,999	6	101	18,892	7,200	136,022,400
	貨物用	営業用	470	0	470	0	2	468	3,000	1,404,000
		自家用	9,781	73	9,854	73	39	9,742	4,000	38,968,000
	農耕用	1,232	3	1,235	3	0	1,232	1,600	1,971,200	
	特殊作業用	241	0	241	0	0	241	4,700	1,132,700	
小計	34,748	101	34,849	101	143	34,605		189,174,500		
二輪の小型自動車		3,473	37	3,510	37	0	3,473	4,000	13,892,000	
合計		57,977	195	58,172	195	146	57,831		224,199,700	

(2) 軽自動車税車種別台数及び調定額の推移 (当初)

(単位 : 台・円・%)

車種		16		17		18		構成比
		台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	
年度		調定額		調定額		調定額		
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	17,247	100.1	17,091	99.1	16,880	98.8	29.2
		17,247,000	100.1	17,091,000	99.1	16,880,000	98.8	7.5
	50cc 超 90cc以下	1,092	100.2	1,058	96.9	1,057	99.9	1.8
		1,310,400	100.2	1,269,600	96.9	1,268,400	99.9	0.6
	90cc 超 125cc以下	1,396	114.1	1,567	112.2	1,728	110.3	3.0
		2,233,600	114.1	2,507,200	112.2	2,764,800	110.3	1.2
	ミニカー	24	200.0	52	216.7	88	169.2	0.2
		60,000	200.0	130,000	216.7	220,000	169.2	0.1
	小 計	19,759	101.0	19,768	100.0	19,753	99.9	34.2
		20,851,000	101.6	20,997,800	100.7	21,133,200	100.6	9.4
軽 自 動 車 及 び 輪 小 型 特 殊 自 動 車	二輪車 (側車付きの ものを含む)	3,607	103.6	3,804	105.5	4,024	105.8	7.0
		8,656,800	103.6	9,129,600	105.5	9,657,600	105.8	4.3
	三輪車	3	100.0	4	133.3	6	150.0	0.0
		9,300	100.0	12,400	133.3	18,600	150.0	0.0
	四輪 乗用	0		0		0		0.0
		0		0		0		0.0
	乗用 家用	16,087	109.3	17,356	107.9	18,892	108.8	32.7
		115,826,400	109.3	124,963,200	107.9	136,022,400	108.8	60.7
	貨物 家用	434	101.9	460	106.0	468	101.7	0.8
		1,302,000	101.9	1,380,000	106.0	1,404,000	101.7	0.6
貨物 家用	9,710	100.6	9,736	100.3	9,742	100.1	16.8	
	38,840,000	100.6	38,944,000	100.3	38,968,000	100.1	17.4	
農 耕 用	1,240	99.8	1,236	99.7	1,232	99.7	2.1	
	1,984,000	99.8	1,977,600	99.7	1,971,200	99.7	0.9	
特殊作業用	259	97.0	251	96.9	241	96.0	0.4	
	1,217,300	97.0	1,179,700	96.9	1,132,700	96.0	0.5	
小 計	31,340	105.2	32,847	104.8	34,605	105.4	59.8	
	167,835,800	106.5	177,586,500	105.8	189,174,500	106.5	84.4	
二輪の 小型自動車	3,273	100.2	3,327	101.6	3,473	104.4	6.0	
	13,092,000	100.2	13,308,000	101.6	13,892,000	104.4	6.2	
合 計	54,372	103.3	55,942	102.9	57,831	103.4	100.0	
	201,778,800	105.6	211,892,300	105.0	224,199,700	105.8	100.0	

19 市たばこ税に関する調べ

上欄...調定額(円)、下欄...前月売上本数(本)

年度 申告月	15	対前年度比 (%)	16	対前年度比 (%)	17	対前年度比 (%)
4	139,256,317	89.1	178,600,977	128.3	133,796,323	74.9
	52,318,028	89.1	60,126,706	114.9	45,067,857	75.0
5	151,838,412	87.6	167,722,936	110.5	131,384,449	78.3
	57,035,059	87.7	56,477,305	99.0	44,271,745	78.4
6	153,305,490	86.2	135,580,853	88.4	130,348,596	96.1
	57,592,211	86.3	45,675,034	79.3	43,926,926	96.2
7	207,039,068	145.7	136,247,570	65.8	134,837,735	99.0
	75,334,853	141.2	45,902,712	60.9	45,435,844	99.0
8	127,901,036	77.6	139,539,505	109.1	129,765,975	93.0
	43,042,742	69.5	47,006,030	109.2	43,727,328	93.0
9	148,842,524	98.0	139,217,417	93.5	140,830,965	101.2
	50,108,850	87.8	46,905,219	93.6	47,450,462	101.2
10	171,884,703	116.7	133,606,582	77.7	139,174,993	104.2
	57,890,534	104.6	45,007,664	77.7	46,889,907	104.2
11	175,053,003	107.6	125,665,131	71.8	133,566,457	106.3
	58,897,555	96.4	42,345,835	71.9	45,010,703	106.3
12	154,743,670	112.9	135,667,244	87.7	130,611,740	96.3
	52,092,495	101.2	45,712,181	87.8	44,013,342	96.3
1	208,472,190	114.6	146,504,727	70.3	148,343,048	101.3
	70,196,320	102.7	49,356,864	70.3	49,996,062	101.3
2	153,886,032	118.9	114,072,761	74.1	114,765,016	100.6
	51,796,976	106.6	38,433,711	74.2	38,674,971	100.6
3	159,753,645	116.4	116,308,822	72.8	118,591,662	102.0
	53,777,988	104.3	39,183,109	72.9	39,962,530	102.0
計	1,951,976,090	104.8	1,668,734,525	85.5	1,586,016,959	95.0
	680,083,611	97.2	562,132,370	82.7	534,427,677	95.1

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
11	702,753,506	[平成9年3月までの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき1,997円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき948円	1,842,132,099
12	715,564,163		1,905,146,391
13	752,470,046	[平成11年4月までの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき2,434円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき1,155円	2,003,657,295
14	699,329,822		1,861,809,217
15	680,083,611	[平成15年6月までの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき2,668円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき1,266円	1,951,976,090
16	562,132,370	[平成15年7月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき2,977円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき1,412円	1,668,734,525
17	534,427,677		1,586,016,959

(注) 旧3級品の紙巻たばことは、専売納付金制度化において、3級品とされていた紙巻たばこをいう。

20 特別土地保有税に関する調べ

(単位：件・千円)

年度	内容	申告件数	申告税額	免除件数	免除税額	徴収猶予 件数	徴収猶予 税額	確定額
		15	保有分	平成15年度以降新規課税停止				
≡二保有分								
8月取得分								
2月取得分								
合計	0		0	0	0	0	0	0
16	保有分	平成15年度以降新規課税停止						
	≡二保有分							
	8月取得分							
	2月取得分							
	合計	0	0	0	0	0	0	0
17	保有分	平成15年度以降新規課税停止						
	≡二保有分							
	8月取得分							
	2月取得分							
	合計	0	0	0	0	0	0	0

2.1 入湯税に関する調べ

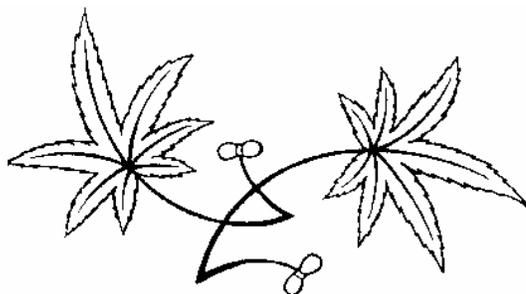
区 分 \ 年 度	15	16	17
税 率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	54,577人	49,976人	49,515人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	4,548人	4,363人	4,126人
特別徴収義務者数	飯山地区 5軒	飯山地区 5軒	飯山地区 4軒
	七沢地区 10軒	七沢地区 10軒	七沢地区 10軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 16軒	計 16軒	計 15軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	15		16		17	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4月	764,250	110.6	690,750	90.4	556,050	80.5
5月	613,200	90.4	685,350	111.8	640,800	93.5
6月	636,450	106.6	653,850	102.7	560,850	85.8
7月	609,000	96.2	525,300	86.3	509,250	96.9
8月	481,200	107.5	534,300	111.0	451,050	84.4
9月	524,100	77.0	518,500	98.9	631,200	121.7
10月	638,850	115.2	506,450	79.3	514,500	101.6
11月	672,450	83.4	625,500	93.0	548,400	87.7
12月	987,300	105.3	595,650	60.3	819,300	137.5
1月	897,600	86.6	988,200	110.1	979,950	99.2
2月	660,600	90.9	606,600	91.8	605,250	99.8
3月	701,550	98.4	565,950	80.7	610,650	107.9
合計	8,186,550	96.3	7,496,400	91.6	7,427,250	99.1

第3章 納税



市の木 もみじ
(昭和44年2月1日制定)

もみじ(カエデ科)

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 2 納税貯蓄組合関係調べ

区 分		組合数 (組合)	組合員数 (人)	納税義務 者数(人)	納税すべき税額(円)	納期内納付額(円)	納期内納 付率(%)
厚 木	15	21	989	1,060	252,977,893	232,992,639	92.1
	16	21	989	896	245,474,304	225,836,359	92
	17	21	966	879	240,918,500	222,126,857	92.2
依 知	15	0	0	0	0	0	0
	16	0	0	0	0	0	0
	17	0	0	0	0	0	0
睦 合	15	13	881	1,102	474,636,803	438,564,405	92.4
	16	13	881	961	472,777,941	442,047,374	93.5
	17	13	878	938	470,184,169	439,152,013	93.4
荻 野	15	5	347	449	80,643,632	71,530,901	88.7
	16	5	347	376	80,572,252	72,434,454	89.9
	17	5	347	356	81,568,415	73,493,141	90.1
小 鮎	15	12	603	589	105,405,261	97,183,650	92.2
	16	12	603	513	105,239,474	97,872,710	93
	17	10	576	504	99,970,630	92,672,774	92.7
南毛利	15	13	805	993	599,060,839	570,904,979	95.3
	16	13	805	879	589,393,819	556,387,765	94.4
	17	13	777	857	567,167,725	540,510,841	95.3
玉 川	15	0	0	0	0	0	0
	16	0	0	0	0	0	0
	17	0	0	0	0	0	0
相 川	15	8	381	424	481,928,947	460,242,144	95.5
	16	8	381	389	484,008,191	462,711,830	95.6
	17	8	381	384	461,695,556	441,380,951	95.6
合 計	15	72	4,006	4,617	1,994,653,375	1,871,418,718	93.8
	16	72	4,006	4,014	1,977,465,981	1,857,290,492	93.9
	17	70	3,925	3,918	1,921,504,995	1,809,336,577	94.2

2 3 市税収入実績調べ

平成17年度

税 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
現 年 度 分	市 民 税	20,208,000,000	21,192,859,609	20,835,326,545
	内 個 人	11,420,000,000	12,135,899,509	11,798,652,070
	法 人	8,788,000,000	9,056,960,100	9,036,674,475
	固 定 資 産 税	21,172,600,000	21,683,964,500	21,242,605,050
	内 土 地 ・ 家 屋	17,117,000,000	17,548,717,700	17,157,685,950
	償 却 資 産	3,942,000,000	4,021,935,400	3,971,607,700
	内 国 有 資 産 交 付 金	103,000,000	102,900,200	102,900,200
	国 有 資 産 納 付 金	10,600,000	10,411,200	10,411,200
	軽 自 動 車 税	197,938,000	209,692,400	198,644,558
	市 た ば こ 税	1,586,608,000	1,586,016,959	1,586,016,959
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0
	都 市 計 画 税	2,594,000,000	2,662,668,900	2,603,337,608
	入 湯 税	7,950,000	7,427,250	7,427,250
	計	45,767,096,000	47,342,629,618	46,473,357,970
滞 納 繰 越 分	市 民 税	206,896,000	1,466,709,628	222,996,964
	内 個 人	199,896,000	1,445,656,424	216,167,850
	法 人	7,000,000	21,053,204	6,829,114
	固 定 資 産 税	268,143,000	2,452,051,874	439,263,178
	内 土 地 ・ 家 屋	251,208,000	2,225,224,647	397,330,034
	償 却 資 産	16,935,000	226,827,227	41,933,144
	軽 自 動 車 税	3,770,000	34,815,059	4,409,426
	市 た ば こ 税	1,000	0	0
	特 別 土 地 保 有 税	1,880,000	52,349,200	240,000
	都 市 計 画 税	39,309,000	346,081,324	61,795,288
入 湯 税	1,000	0	0	
計	520,000,000	4,352,007,085	728,704,856	
市 税 総 計		46,287,096,000	51,694,636,703	47,202,062,826
前 年 度 同 期		45,717,950,000	50,820,893,624	45,894,421,167

(単位：円)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)
		対予算 (%)	対調定 (%)	
376,490	357,156,574	103.10	98.31	98.49
326,490	336,920,949	103.32	97.22	97.62
50,000	20,235,625	102.83	99.78	99.75
2,960,155	438,399,295	100.33	97.96	97.71
2,960,155	388,071,595	100.24	97.77	97.57
0	50,327,700	100.75	98.75	98.29
0	0	99.90	100.00	100.00
0	0	98.22	100.00	100.00
20,000	11,027,842	100.36	94.73	95.04
0	0	99.96	100.00	100.00
0	0	0.00	0.00	0.00
449,145	58,882,147	100.36	97.77	97.57
0	0	93.42	100.00	100.00
3,805,790	865,465,858	101.54	98.16	98.11
135,050,758	1,108,661,906	107.78	15.20	12.74
121,864,236	1,107,624,338	108.14	14.95	11.08
13,186,522	1,037,568	97.56	32.44	77.32
132,687,065	1,880,101,631	163.82	17.91	12.56
128,153,965	1,699,740,648	158.17	17.86	12.15
4,533,100	180,360,983	247.61	18.49	17.28
3,254,200	27,151,433	116.96	12.67	14.29
0	0	0.00	0.00	0.00
23,348,800	28,760,400	12.77	0.46	7.03
19,931,315	264,354,721	157.20	17.86	12.15
0	0	0.00	0.00	0.00
314,272,138	3,309,030,091	140.14	16.74	12.54
318,077,928	4,174,495,949	101.98	91.31	90.31
463,929,401	4,462,543,056	100.39	90.31	89.68

2 3 市税収入実績調べ

平成16年度

税 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
現 年 度 分	市 民 税	19,402,000,000	19,933,328,622	19,632,705,569
	内 個 人	11,402,000,000	11,739,631,822	11,459,733,222
	法 人	8,000,000,000	8,193,696,800	8,172,972,347
	固 定 資 産 税	21,129,000,000	21,687,997,000	21,192,364,574
	内 土 地 ・ 家 屋	17,113,000,000	17,587,720,600	17,159,827,611
	償 却 資 産	3,890,000,000	3,970,595,200	3,902,855,763
	内 国 有 資 産 交 付 金	115,000,000	118,410,900	118,410,900
	国 有 資 産 納 付 金	11,000,000	11,270,300	11,270,300
	軽 自 動 車 税	185,000,000	199,497,600	189,609,100
	市 た ば こ 税	1,870,000,000	1,668,734,525	1,668,734,525
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0
	都 市 計 画 税	2,614,000,000	2,687,679,800	2,622,291,033
	入 湯 税	7,950,000	7,496,400	7,496,400
	計	45,207,950,000	46,184,733,947	45,313,201,201
	滞 納 繰 越 分	市 民 税	210,204,000	1,682,007,812
内 個 人		203,075,000	1,639,759,751	181,606,572
法 人		7,129,000	42,248,061	32,667,607
固 定 資 産 税		255,974,000	2,503,451,074	314,490,931
内 土 地 ・ 家 屋		207,903,000	2,303,056,898	279,857,622
償 却 資 産		48,071,000	200,394,176	34,633,309
軽 自 動 車 税		3,800,000	32,414,699	4,632,440
市 た ば こ 税		1,000	0	0
特 別 土 地 保 有 税		3,100,000	58,643,600	4,120,200
都 市 計 画 税		36,920,000	359,642,492	43,702,216
入 湯 税	1,000	0	0	
計	510,000,000	4,636,159,677	581,219,966	
市 税 総 計		45,717,950,000	50,820,893,624	45,894,421,167
前 年 度 同 期		45,311,867,000	51,123,212,193	45,845,248,553

(単位：円)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)
		対予算 (%)	対調定 (%)	
232,983	300,390,070	101.19	98.49	97.93
157,183	279,741,417	100.51	97.62	96.90
75,800	20,648,653	102.16	99.75	99.65
7,224,747	488,407,679	100.30	97.71	97.68
7,025,147	420,867,842	100.27	97.57	97.57
199,600	67,539,837	100.33	98.29	98.08
0	0	102.97	100.00	100.00
0	0	102.46	100.00	-
5,000	9,883,500	102.49	95.04	94.89
0	0	89.24	100.00	100.00
0	0	0.00	0.00	100.00
1,073,553	64,315,214	100.32	97.57	97.57
0	0	94.29	100.00	100.00
8,536,283	862,996,463	100.23	98.11	97.87
190,884,804	1,276,848,829	101.94	12.74	12.25
181,708,901	1,276,444,278	89.43	11.08	11.91
9,175,903	404,551	458.24	77.32	26.37
225,315,948	1,963,644,195	122.86	12.56	11.29
218,842,471	1,804,356,805	134.61	12.15	11.27
6,473,477	159,287,390	72.05	17.28	11.64
2,844,000	24,938,259	121.91	14.29	13.45
0	0	0.00	0.00	0.00
2,174,200	52,349,200	132.91	7.03	1.64
34,174,166	281,766,110	118.37	12.15	11.27
0	0	0.00	0.00	0.00
455,393,118	3,599,546,593	113.96	12.54	11.42
463,929,401	4,462,543,056	100.39	90.31	89.68
553,706,417	4,724,257,223	101.18	89.68	89.26

2.4 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区分 税目		14		15		16		17	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市県民税	普通徴収	37,820	24.98	38,411	24.48	37,546	23.61	39,352	23.81
	特別徴収	4,558	3.03	3,810	7.59	3,408	6.72	3,325	6.55
法人市民税		752	7.74	718	7.42	656	6.64	681	6.84
固定資産税 都市計画税		32,257	12.19	33,086	12.32	32,606	13.44	33,071	11.95
軽自動車税		12,036	23.54	12,352	23.47	12,643	23.25	12,970	23.18
特別土地保有税		1	7.69	0	0	0	0	0	0
合計		87,424	13.94	88,377	16.46	86,859	15.9	89,399	16

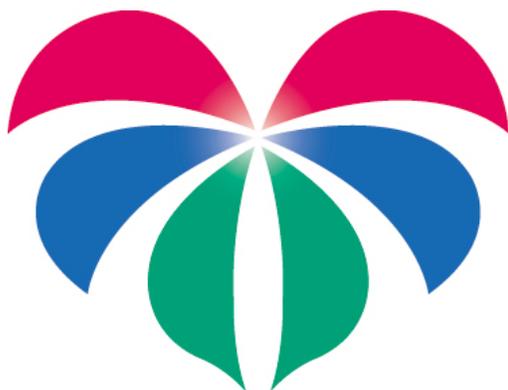
(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

2 5 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

年度		14	15	16	17
区分	電話加入権差押	234	218	216	167
	件数	334,646,320	140,264,789	77,656,472	51,895,430
不動産差押債権	件数	53	107	133	170
	税額	214,516,872	335,570,253	526,566,441	201,031,509
差押	件数	47	119	116	272
	税額	67,787,330	167,445,395	97,514,409	327,517,882
参加差押	〔不〕電話加入権	118	55	108	62
	〔動〕加入権	231,393,625	293,161,441	219,773,468	116,832,048
交付要求	〔不〕不動産	224	215	243	324
	〔動〕	230,964,444	460,648,681	519,075,212	174,662,357
合計	件数	676	714	816	995
	税額	1,079,308,591	1,397,090,559	1,440,586,002	871,939,226

第4章 その他の資料



厚木市まちづくりシンボルマーク

あつぎ鮎まつりの「花火」と市民の心が常に光り輝く「ハート」をモチーフに、大空に広がる華麗な花火とハートが未来に羽ばたく様子を表現しています。また色は、赤がまちづくりへの情熱を、青は相模川など河川を、緑が丹沢・大山の山並みなど豊かな自然環境を表しています。

2 6 市税証明等発行件数

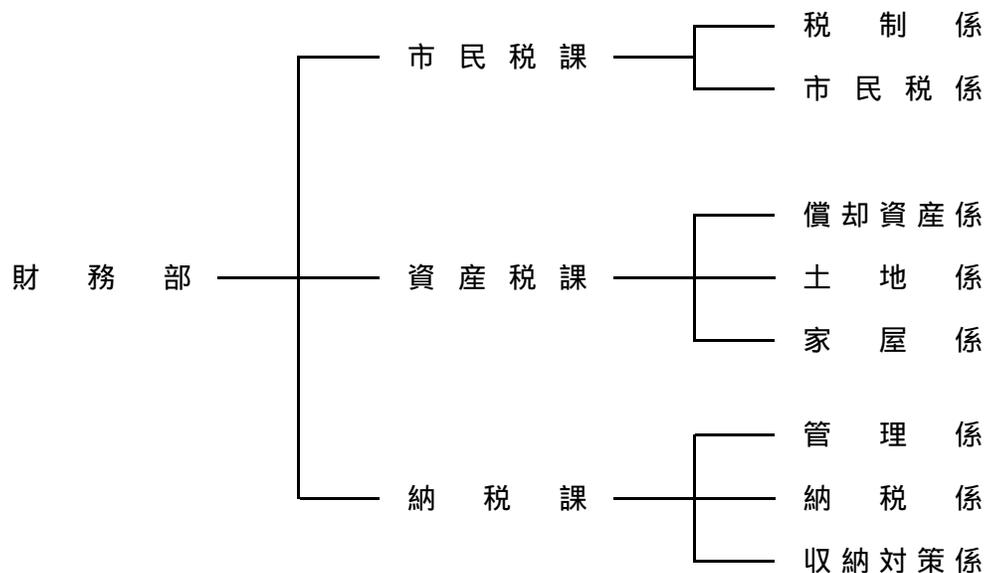
(単位：件)

種類		年度			
		1 4	1 5	1 6	1 7
市県民税証明 (所得証明)		16,212	16,378	16,972	17,325
		6,495	7,074	7,810	7,886
各種市税納税証明		3,816	2,536	2,368	4,082
		497	356	402	593
軽自動車税 車検用納税証明*		1,372	1,258	1,282	1,319
		1,083	1,209	1,348	1,408
法人所在証明		533	597	506	431
固 定 資 産	各種証明	8,727	8,293	8,297	7,975
		1,530	1,756	1,456	1,421
	価格通知*	3,153	3,298	3,122	3,642
		住宅用家屋証明	1,659	1,400	1,502

注 下段は各地区市民センター及び連絡所の発行件数

注 * は手数料免除

(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 市民税係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税の異議申立てに関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 特別徴収に係る取扱金融機関の指定に関すること。
- (11) 給与支払報告書に関すること。
- (12) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

【資産税課】

償却資産係 土地係 家屋係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事。
- (2) 固定資産税の評価及び価格の決定に関する事。
- (3) 固定資産課税台帳の縦覧に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事。
- (5) 市税の異議申立てに関する事。

【納税課】

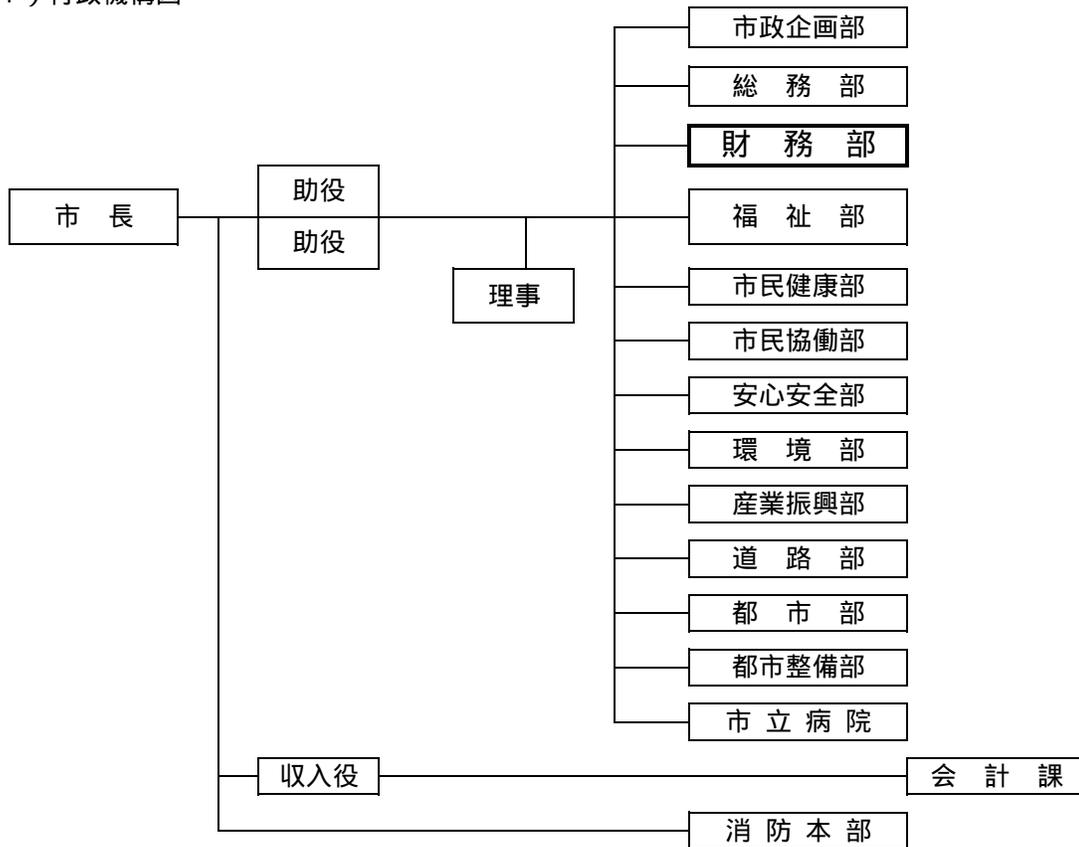
管理係 納税係 収納対策係

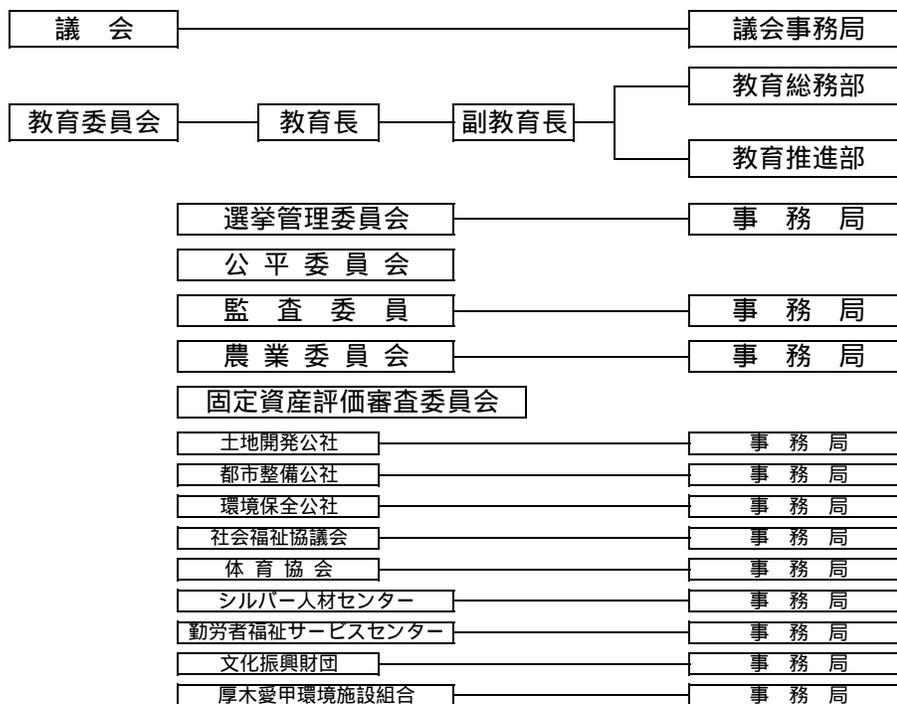
- (1) 市税及び県民税の徴収に関する事。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関する事。
- (3) 納税貯蓄組合等の指導育成に関する事。
- (4) 納税思想の普及及び啓発に関する事。
- (5) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関する事。
- (6) 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関する事。
- (7) 市税及び県民税の納税奨励に関する事。
- (8) 納税相談に関する事。

2.7 行政機構と税務事務分掌

平成18年4月1日現在

(1) 行政機構図





2 8 税務職員係別人員調べ

(平成18年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	課別計
財	市民税課	税制係	1 (兼係長)	1	1	1	2	1	7	23
		市民税係		3 (兼係長1)	2	1	7	2	15	
務	資産税課	償却資産係	1 (兼係長)	-	-	1	1	1	4	27
		土地係	-	1 (兼係長)	2	3	5	-	11	
		家屋係	-	3 (兼係長1)	2	2	3	1	11	
部	納税課	管理係	-	1 (兼係長1)	2	0	4	-	7	21
		納税係	1 (兼係長)	-	5	1	1	-	8	
		収納対策係	1 (兼係長)	-	2	1	1	-	5	
計	3		4	9	16	10	24	5		71

2 9 税務職員平均年齢調べ

(平成18年10月1日現在)

部課名	係名	事務吏員	事務員	係平均	課平均	
財	市民税課	税制係	36.3歳	23.0歳	34.4歳	34.1歳
		市民税係	33.6	25.5	32.5	
務	資産税課	償却資産係	38.0	27.0	35.3	35.5
		土地係	33.9	-	33.9	
		家屋係	37.8	23.5	35.2	
部	納税課	管理係	36.1	-	36.1	39.2
		納税係	39.5	-	39.5	
		収納対策係	39.4	-	39.4	
税務職員平均			37	24.7		36.2

30 税務経験年数調べ

(平成18年10月1日現在)

部 課 名		係 名	事務吏員	事務員	係 平 均	課 平 均
財	市民税課	税 制 係	2 年 9 箇月	6 箇月	2 年 5 箇月	2 年 2 箇月
		市 民 税 係	2 年 4 箇月	6 箇月	2 年 1 箇月	
務	資産税課	償却資産係	2 年 2 箇月	1 年 0 箇月	1 年 11 箇月	2 年 7 箇月
		土 地 係	2 年 11 箇月		2 年 11 箇月	
		家 屋 係	2 年 11 箇月	1 年 3 箇月	2 年 8 箇月	
部	納 税 課	管 理 係	2 年 4 箇月		2 年 4 箇月	1 年 11 箇月
		納 税 係	1 年 11 箇月		1 年 11 箇月	
		収納対策係	1 年 10 箇月		1 年 10 箇月	
税 務 職 員 平 均			2 年 4 箇月	1 年 0 箇月		2 年 3 箇月

3 1 電算事務実施状況

区分		入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市民税法	個人	普通徴収 普通徴収課税資料 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 異動連絡票、未申告者呼出し状等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出しを行うが、それ以降の処理に ついては、オンラインで端末より更新し、 帳票類も出力する。(但し、特別徴収義務 者への税額変更通知書及び納税義務者への 税額変更通知書は月1回のバッチ処理で打 出しを行う。)	42. 3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 45. 4 全面外部委託処理移行 47.11 庁内処理移行作業開始 56. 4 普通徴収OCR化 60. 7 日本語住民情報オンライン稼働 62. 4 税務オンライン開始 H8. 1 二次開発税務オンライン稼働 H14. 1 新当初課税システムの稼働
	個人	特別徴収 給与支払報告書 特別徴収に係る申告書 給与所得者異動届出書 特別徴収義務者の登録等	給与支払報告書(総括表)、 特別徴収義務者受付簿、課税台帳、 税額決定通知書、税額変更通知書		
	法人	各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入力、 月1回調定作成、その他更正通知書、各種 統計資料の作成	60.12 バッチ処理開始 62. 4 税務オンライン開始
固定資産税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 市街化区域農地に係る減額決定通知書、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出しを行うが、それ以降の処理に ついては、オンラインで端末より更新し、 帳票類も出力する。	48.11 固定資産税庁内処理移行開始 49.10 固定資産税移行作業完了 55. 4 OCRシステム稼働 59. 4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 60. 4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 61. 7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にパソコンを導入 8 オンライン稼働テスト 62. 4 税務オンライン開始	
軽自動車税	軽自動車申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動勧告通知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチシステムで賦課計算後、随時賦 課異動処理及び翌年度に向けての新規登録 処理を端末との会話処理で行う。	48. 4 課税処理開始 56. 4 消込処理開始 60. 7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 62. 3 軽自動車税オンライン業務開始 4 税務オンライン開始	
収納消込等	OCR納付書 パンチ消込用納付書	日計表、エラーリスト、 過不足リスト、督促状、催告書、 還付充当通知書、滞納整理票	納税済通知書により、収納消込を行う。 未納者については、督促状、催告書等を発 送し、滞納処理を行う。	55. 4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) 56. 4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) 59. 6 特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成) 62. 4 税務オンライン開始	
納税貯蓄組合	組合員異動連絡票	組合員名簿 組合員課税者リスト 組合別納付状況一覧	組合への加入、脱退の管理及び納期内納付 状況の把握	49. 4 市県民税に係る組合員の電算管理開始 50. 4 固定資産税に係る組合員の電算管理開始 62. 4 税務オンラインによる組合員の管理開始	
口座振替	口座振替依頼書 口座振替解約届書	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振替 手続後、振替不能通知書を作成	(44. 4 手落としによる口座振替開始) 60. 4 MT交換による口座振替開始 62. 4 税務オンライン開始	

3.2 市税の税率等一覧表（平成18年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																													
市 民 税	個人 1月1日	・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得区分</th> <th>税率</th> <th>速算控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td></td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>200万円以下</td> <td>3%</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>200万円超700万円以下</td> <td>8%</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td>10%</td> <td>240,000円</td> </tr> </tbody> </table>		所得区分	税率	速算控除額	均等割		3,000円		所得割	200万円以下	3%	0円	200万円超700万円以下	8%	100,000円	700万円超	10%	240,000円	普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日 (10日が日曜日・祝日等のときは翌日)まで 申告納付 事業年度終了後2カ月以内																											
		所得区分	税率	速算控除額																																													
均等割		3,000円																																															
所得割	200万円以下	3%	0円																																														
	200万円超700万円以下	8%	100,000円																																														
	700万円超	10%	240,000円																																														
法人 1月1日	・市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人税割</th> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5億円以上の法人</td> <td>100分の14.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円以上5億円未満の法人 保険業法に規定する相互会社</td> <td>100分の13.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円未満の法人</td> <td>100分の12.3</td> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>資本等の金額</th> <th>厚木市内の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">均等割</td> <td rowspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超10億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超1億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人税割	資本等の金額	税率		5億円以上の法人	100分の14.7		1億円以上5億円未満の法人 保険業法に規定する相互会社	100分の13.5		1億円未満の法人	100分の12.3	均等割	資本等の金額	厚木市内の従業者数	税率	均等割	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円	50人以下のもの	410,000円	10億円超50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円	50人以下のもの	410,000円	1億円超10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円	50人以下のもの	160,000円	1千万円超1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円	50人以下のもの	130,000円	1千万円以下の法人	50人を超えるもの	120,000円	50人以下のもの	50,000円		上記以外の法人等		50,000円	
法人税割	資本等の金額	税率																																															
	5億円以上の法人	100分の14.7																																															
	1億円以上5億円未満の法人 保険業法に規定する相互会社	100分の13.5																																															
	1億円未満の法人	100分の12.3																																															
均等割	資本等の金額	厚木市内の従業者数	税率																																														
均等割	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																																														
		50人以下のもの	410,000円																																														
	10億円超50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																														
		50人以下のもの	410,000円																																														
	1億円超10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円																																														
		50人以下のもの	160,000円																																														
1千万円超1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円																																															
	50人以下のもの	130,000円																																															
1千万円以下の法人	50人を超えるもの	120,000円																																															
	50人以下のもの	50,000円																																															
	上記以外の法人等		50,000円																																														
固定資産税	1月1日	・固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満	普通徴収 1期 5月1日～5月31日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～1月4日 4期 2月1日～2月28日																																													
軽自動車税	4月1日	・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ミニカー</td> <td></td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>二輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用 営業用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>特殊作業用</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50cc超90cc以下	1,200円	90cc超125cc以下	1,600円	ミニカー		2,500円		2,400円	軽自動車	二輪	3,100円	三輪	5,500円	軽自動車	四輪	乗用 営業用	7,200円	乗用 自家用	3,000円	貨物用	営業用	4,000円	自家用	1,600円	小型特殊自動車	農耕作業用	4,700円	二輪の小型自動車	特殊作業用	4,000円	普通徴収 5月1日～5月31日									
車種	税率																																																
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																															
	50cc超90cc以下	1,200円																																															
	90cc超125cc以下	1,600円																																															
ミニカー		2,500円																																															
		2,400円																																															
軽自動車	二輪	3,100円																																															
	三輪	5,500円																																															
軽自動車	四輪	乗用 営業用	7,200円																																														
		乗用 自家用	3,000円																																														
	貨物用	営業用	4,000円																																														
		自家用	1,600円																																														
小型特殊自動車	農耕作業用	4,700円																																															
二輪の小型自動車	特殊作業用	4,000円																																															
市たばこ税		・卸売販売業者等	平成18年7月改正 1,000本につき3,298円(旧3級品は1,000本につき1,564円)	申告納付 毎月翌月末日まで																																													
特別土地保有税		・1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者 ・1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者	土地の保有に対して土地の取得価格の1.4/100 土地の取得に対して取得価格の3/100 免税点5,000m ²	申告納付 (平成15年度税制改正により、新規課税は行わないこととなった。)																																													
入湯税		・入湯客	入湯客1人1日について 150円	特別徴収 毎月翌月末日まで																																													
都市計画税	1月1日	・市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者	課税標準の0.2/100	固定資産税と同様																																													

3 3 市税税率の変遷

区分	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度～14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度			
均等割	2,000円							2,500円				3,000円						
市 人 所 得 割	120万円以下 3%		160万円以下 3%		200万円以下 3%		200万円以下 3%		200万円以下 3%		200万円以下 3%							
	120万円超え500万円以下 8%		160万円超え550万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%							
	500万円超え 11%		550万円超え 11%		700万円超え 11%		700万円超え 12%		700万円超え 12%		700万円超え 10%							
民 法 均 等 割	昭和59年改正	資本等の金額		厚木市内の従業者数		税 率		資本等の金額		厚木市内の従業者数		税 率						
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000円		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000円						
		10億円超50億円以下の法人		50人を超えるもの		1,750,000円		10億円超50億円以下の法人		50人を超えるもの		1,750,000円						
		1億円超10億円以下の法人		50人を超えるもの		400,000円		1億円超10億円以下の法人		50人を超えるもの		400,000円						
		1千万円超1億円以下の法人		50人を超えるもの		150,000円		1千万円超1億円以下の法人		50人を超えるもの		150,000円						
		1千万円以下の法人		50人を超えるもの		120,000円		1千万円以下の法人		50人を超えるもの		130,000円						
		上記以外の法人等				40,000円		上記以外の法人等				50,000円						
		昭和56年改正																
		14.7/100 (56.8.1以降)																
		但し、課税の特例により																
税 人 法 人 税 割	資本等の金額1億円未満 12.3/100																	
	資本1億円以上5億円未満 13.5/100																	
固 定 資 産 税 (免 税 点)	土地 15万円未満	土地 30万円未満																
	1.4/100 家屋 8万円未満	1.4/100 家屋 20万円未満																
	償却資産 100万円未満	償却資産 150万円未満																
軽 自 動 車 税	昭和60年改正																	
		車 種		税 率		車 種		税 率										
		原動機付自転車	50cc以下	1,000円		軽自動車	二輪	2,400円										
			50cc超90cc以下	1,200円			三輪	3,100円										
			90cc超125cc以下	1,600円			乗用	営業用	5,500円									
			ミニカー	2,500円				自家用	7,200円									
		小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円			貨物用	営業用	3,000円									
			特殊作業用	4,700円				自家用	4,000円									
							二輪の小型自動車		4,000円									
	市たばこ税	1,000本につき1,997円(旧3級品は1,000本につき948円)							1,000本につき2,434円 (旧3級品は1,000本につき1,155円)		1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,000本につき1,266円)		1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円)		1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円)			
市たばこ消費税	平成元年度税目廃止																	
電気税	"																	
ガス税	"																	
木材引取税	"																	
特別土地保有税 (免 税 点)	昭和48年創設 保有分 1.4/100 取得分 3/100																	
入 湯 税	昭和52年改正 1人1日につき150円																	
都 市 計 画 税	0.2/100																	
備 考																		

平成18年度市税概要

平成18年11月発行

発行 厚木市
編集 財務部市民税課